

議題：福岡市高齢者施策推進課 在宅サービス指導係からの通知事項への対応について

参加者：大木整形・リハビリ医院、西福岡病院、たたらリハビリテーション病院、  
千鳥橋病院、誠愛リハビリテーション病院、福岡市医師会訪問看護 ST、  
大森整形外科医院、那珂川病院、朝倉健生病院

#### 通知内容

別の医療機関の医師から情報提供を受けて行う場合の（介護予防）訪問リハビリテーションの取り扱いについて（H22.10.6 付）

- ・別の医療機関の医師による診察は毎月必要である。
- ・別の医療機関の医師から情報提供を受けた場合であっても、訪問リハビリテーション事業所の医師が、利用者について改めて毎月診察する事が必要である。

今後、上記のように取り扱うよう通知します。

#### <現時点で確認できたこと>

- ・参加事業所の中では、別医療機関からの診療情報提供書をもとに、担当医師に指示をもらっており、毎月両方への受診を実施してもらっている事業所はない。  
→今まではその方法で、特に問題となることや指摘を受けたことはない。
- ・参加事業所のほとんどは、別医療機関から情報提供を受けている利用者が半数を超えているため、すぐに通知のとおりに対応することは困難。
- ・福岡市以外の地域については通達がきていない。
- ・各事業所とも対応については未定。

#### <今後の対応について>

- ・全国組織、県レベルへ報告、対応策の方向性について打診する。
- ・個々での福岡市への問い合わせは控える。